

『令和4年度男女共同参画実施状況報告書』に関する質問・意見のまとめ

委員名	回答を求める課	ページ	具体的な施策 NO	ご 質 問 ・ ご 意 見	回 答
中尾委員	広報広聴課	P10	45	各課からの提出の広報原稿を簡潔に分かり易い表現にしたなどの工夫は、担当課としては苦勞もあるが、受け取る側に伝わりやすく有難い事なので、引き続き更なる努力をお願いしたい。	広報誌については、読む人にとってわかりやすく読んでいただける形に校正等を重ねた上で皆さまに届ける必要があると考えます。 今後も、さらなる改善に向けて努力を惜しまず行ってまいります。皆さまの声に真摯にお応えし、より質の高い広報誌をお届けできるよう、精進してまいりますのでどうぞよろしく願いいたします。
青木委員	人 事 課	P11	9	52ページの表を見ると、課長級以上は女性比率が低いものの、課長補佐級では女性比率が半数を超えていることから、時間の問題というようにも感じますが、育児や介護をしながらでも勤務できる管理職のあり方も検討していただければと思います。	育児休暇、育児部分休業、介護休暇等について、制度としてあるだけでなく、活用しやすい職場づくり（制度の周知徹底、時間外勤務の縮減等）に努めてまいります。
今泉委員				市を挙げた各部局様々な取組に敬意を表します。 当該報告書を拝読し私見を2点ほど具申させていただきます。あくまでも部外者の意見としてお聞きください。 「【重点施策】女性管理職30%以上に向けた加速化について」女性管理職への育成、登用の働きかけが明記されていますが、男性も含め管理職になりたいと考えている職員が果たして何人いますか？ 任命から“なりたい”憧れるポストであるべきです。 ご参考に、弊社では行動計画に「現職の管理職の働き方改革の推進を図り。魅力ある管理職層の形成を図る。」があります。 職員が管理職を総合的に見て躊躇、逡巡してはどんな施策を講じても厳しい結果となると考えます。	ご指摘いただいております点を含め、働きやすい職場づくりに向け、引き続き努めてまいります。
巽委員				女性管理職の割合の引き上げについて評価が「C」となっています。今後、改善にむけた具体的な方策を教えてください。	女性管理職の割合を引き上げる施策の評価につきましては、目標（30%以上）に達することができていないことから「C」評価とさせていただきます。
前川委員				9 14	実施状況報告書を閲覧して教えてほしいのですが、評価が低いように思います。

委員名	回答を求める課	ページ	具体的な施策NO	ご 質 問 ・ ご 意 見	回 答
中尾委員	人 事 課	P11	14	育児休業取得率は、R3からR4へ上昇しています。評価はBですが、担当課としてはどのように評価されていますか。	取得率は上昇しておりますが、政府が掲げる目標（2025年までに30%）を鑑み、今後もさらなる改善を進めていきたいとの考えから「B」評価といたしました。
中尾委員		P15	9	女性職員・教職員の活躍の推進として、管理職登用調査、基礎資料の作成、毎年調査を実施するとあるが、担当課としては活躍推進のために、調査や資料作成は必要なことだと思います。この調査結果をどのように活用されていますか。	基本施策等に関する調査結果は、審議会及び男女共同参画計画にかかる統計資料として活用し、より良い男女共同参画社会を目指す指標とします。
		P16	10	具体的な施策欄にある「平成」を「令和」に要訂正。審議会委員の女性委員の登用は、審議会（法律、条例、規程、要綱）に基づくものであり、早期に目標値に近づけることは困難であることは理解できるが、P50の登用状況調査表から見ると、前年度は女性委員数0人の審議会が減少していることから、法律、条例、規程、要綱を変えていく努力によって改善されていくと思う。頑張ってください。	和暦の表記を訂正しました。 女性委員の比率向上とあわせ、委員会等での男女双方の意見・視点を取り入れる重要性について、情報発信等行います。
今泉委員	人権施策課	P17	13	「ワークライフバランスの実現のための事業所への働きかけ」報告書から長時間労働が常態化しているように思えます。今は残業している時代ではありません。意識改革が必要です。所定労働時間で業務を完成させる意識が必要です。例えば遅刻は注意されても残業はどうでしょう？何のための所定労働時間ですか。“その仕事、作業本当に必要ですか”前代からの慣習で無駄と知っていませんか？“その仕事100点でなければいけないのでしょうか”私の課の決まり事は仕事は60点でOK！その代わり仕事をのこさず定時で帰るです。課単位なら責任者の意識で変わります。定時で帰り男女とも家庭での共有する時間を多く持ち男性の育児、家事への参加、女性の仕事への精神的負担の軽減が図られ女性の管理職への挑戦、男性の育児休業の意識的な促進が図られるのではないのでしょうか。弊社では学卒の求人要綱にワークライフではなくライフワークの言葉を使っています。“まあその辺でいいでないの”位の余裕が欲しいものです。部外者が勝手なことを申し上げ申し訳ありません。冒頭で述べたとおり皆の取組には脱帽し改めて敬意を表します。	貴重なご意見ありがとうございます。 男女ともに「仕事と生活の調和」を実現するため、情報提供及び啓発に努めます。

委員名	回答を求める課	ページ	具体的な施策NO	ご質問・ご意見	回答
中尾委員	人権施策課	P17	14	子育て中の方が安心して参加していただけるように体制を整えて事業を行った。R2こども4名、サポーター3名、R3 0名、R4 0名とあるが、評価がAとなっているがどういう根拠に基づいていますか。	昨年度と同じ回答になりますが、年度当初に担当課と「子育てサポートクラブ」へ業務委託をし、セミナー開催時等には託児を受け付けています。託児件数による評価ではなく、体制を整えていることからA評価としました。なお、令和4年度は0件でしたが、今年度はセミナー及び女性相談で利用がありました。引き続き子育てサポートクラブと連携し、託児の設置をいたします。
青木委員				託児を設置して実施されていることは高く評価できますが、令和3年度と令和4年度は託児利用がなかったという報告になっています。利用はないものの、引き続き託児設置は前向きに検討いただければと思います。	
三浦委員				「大和高田市子育てサポートクラブや民間支援団体との協働を進め、子育て支援を充実する」という具体的施策のR4年度の実績が、こども数、サポーター数とも0名となっています。利用者が少ないのでしょうか。A評価となっているのはなぜなのでしょう。	
前川委員		18	男性料理教室中止、コロナで中止だったのならリピーターも多かったし復活「多世代が食でつながるコミュニティづくり」？とかにして男性のみにしなくてもいいのでは。	ご提案ありがとうございます。料理教室を企画する際は参考にさせていただきます。	
青木委員		P18	22 24	女性相談50件、実人数16名ということは、一人平均3回相談に来ている、ということでしょうか？	
前川委員	P21	42	具体的な施策の内容の文言に「同和地区出身者」とあるが、地区出身者と地区外出身者を区別する必要があるのか？	生活に困窮している高齢者や母子世帯、また障害があること、外国人であること、同和地区出身者であること等に加え、女性であることによって複合的に困難な状況に置かれている場合は、人権尊重の観点からの配慮が必要です。男女共同参画の視点に立って、様々な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる生活環境づくりが必要であることから、男女共同参画計画（基本課題8）に位置づけられています。	

委員名	回答を求める課	ページ	具体的な施策NO	ご 質 問 ・ ご 意 見	回 答
青木委員	まち振興課	P24	18	積極的に参加する市民が増加していることは良い傾向だと感じます。受講生の年齢層はだいたいどのような感じでしょうか？小さな拠点をたくさん作り、イベントや楽しいことをしながら地域での見守り、ネットワーク構築につなげられるように、行政サポートしていただけます。	シニア向けスマホ講座であるため、60代半ばから80代前半の方に参加いただいております。 小さな拠点の運営については、引き続きサポートしたいと考えております。
			19	運営者が減ってきている要因にはどのようなことがありますか？	運営ボランティアの方の高齢化や会のリーダー的役割を担っていただける方がいないことが要因と考えます。 しかし、事業に参加いただいているみなさんは、すごく頑張っていると感じており、感謝しております。
中尾委員	商工振興課	P26	18	シルバー人材の活用を図っておられますが、R4の具体的な就労支援の実態（人数、分野など）を教えてください。	本市におけるシルバー人材センターの令和4年度末時点での会員数は353人(男性280人、女性73人)であり、会員の就業実人員数は328人(93.2%)です。分野につきましては、受注件数(902件)のうち、屋内外の軽作業(屋内外清掃、除草・草刈り)が52%(469件)、技能を必要とする分野(植木の剪定、ふすま・網戸・障子張り)が42%(379件)、その他:駐車場・駐輪場管理、施設管理などが6%(54件)となります。 <人数> 会員数 353人(男280人・女73人) 就業実人員 328人 <分野> 受注件数(902件)のうち 52%:屋内外の軽作業(屋内外清掃、除草・草刈り) 42%:技能を必要とする分野(植木の剪定、ふすま・網戸・障子張り) その他:駐車場・駐輪場管理、施設管理など

委員名	回答を求める課	ページ	具体的な施策NO	ご 質 問 ・ ご 意 見	回 答
青木委員	農業振興課	P27	15 17	県主催のセミナー参加人数は、大和高田市民の人数でしょうか？	<p>大和高田市民の人数ではありません。</p> <p>奈良県主催のセミナーは、県全体の参加者数であり、市町村別の参加者数は公表されておられません。</p> <p>当該セミナーの性質上、個人の経営（戦略）に関わる場合もあるとともに、参加者の居住地（住所地）で農業をされるとは限らないことから、本市を含む県内の参加者数を見ながら創業支援の充実に繋げていきたいと考えております。</p>
三浦委員			17	「6次産業化への女性参画、創業に対しての支援を充実する」という具体的施策の実績として、奈良県主催の2つの女性向けセミナーの参加者数が37名、22名と記載されています。これは県全体の参加者数なのでしょうか。県全体の参加者数なら、うち大和高田市からの参加者数を上げるべきであると思いますがいかがでしょうか。	
中尾委員	社会福祉課	P29	42	<p>高齢者（65歳以上）の全人口に占める割合が約$\frac{1}{3}$になったと言われています。高齢者と老人という言葉が混在しているように思います。独居老人、老人ホーム、老人クラブ、高齢者福祉、高齢者施設、高齢者問題等ですが、行政的には何か基準を決めて使い分けしておられるのでしょうか。</p>	<p>「高齢者」と「老人」との言葉の使い分けにつきましては、一般的にも行政的にも明確な基準はありません。従来 of 法令・施策が「老人」という言葉を利用していたのに対し、近年は「高齢者」という言葉を利用する傾向にあります。</p> <p>何歳以上の方を「高齢者」と呼ぶかにつきましては、時代や地域によって異なりますが、世界保健機関（WHO）では65歳以上を「高齢者」と定義しています。また、国内においては、各法令や施策ごとに「高齢者」としての対象年齢を定めていますが、介護保険法の第一号被保険者が65歳以上となっていることや、高齢者虐待防止法の対象者を65歳以上の方としていることなどから、一般的には65歳以上の方を「高齢者」と認識する傾向が高くなっていると思われます。</p>

委員名	回答を求める課	ページ	具体的な施策NO	ご 質 問 ・ ご 意 見	回 答
前川委員	こども家庭課	P32	7	<p>少子高齢化や人口減少の進展などにより家族や地域のあり方、ライフスタイルが多様化し、家族の結びつきや、市民同士のつながり意識の希薄化が深刻になっていると感じています。</p> <p>子どものエンパワーメント支援 地域の子ども、一人暮らしの高齢者や障害者など、近所の人にも日頃の見守りや声かけなどの協力を求めたい。 地域での支え合い、助け合い意識の向上ヤングケアラーにも、どんな状況をもってヤングケアラーか、また何が問題なのか、もっと理解を深め学んでいき、社会的認知度の向上をはかりたい。</p>	<p>市内の各地域を巡回する民間事業所との協定による「大和高田市見守りネットワーク」の活用や民生委員・児童委員や各種ボランティア団体・事業所等（こども食堂、フードバンク事業所、民間訪問事業所等）と行政が相互に連携・協力を図り、あらゆる立場（高齢者、障害者、子育て世帯の方等）に関わらない地域の見守り体制（見守り、通報、情報共有等）づくりを推進しております。</p> <p>また、こども食堂等のこどもの居場所事業が拡充され、こどもだけでなく大人も含めた有効なエンパワーメントとなるよう各団体等が必要とされる支援に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>今後も、「地域共生社会」の推進を目指し、地域住民同士の助け合い・支え合いの心の醸成や事業所、関係部局や関係機関等との連携強化を図り、行政の施策・取組の充実に努めてまいります。</p> <p>また、ヤングケアラー支援体制強化事業として令和4年度より、当事者を必要な支援につなげる具体的な施策を検討するための関係部局をメンバーとした連携会議を開催し、認知度向上及び理解促進を目的とした研修を実施し、その支援の向上に努めているところです。</p> <p>なお、研修内容は、令和4年度に、支援者（行政機関、教育機関、民生児童委員、訪問介護・看護事業所等職員）向けの研修を実施し、実際のヤングケアラー支援方法等の事例を通じて学んでいただきました。また、本年度に市立中学校3年生を対象に実施した研修については、ヤングケアラーの具体的事例やそれがこどもの人権に関わる問題であることを当事者世代にまずは知ってもらう内容となりました。</p>
			14	<p>行政のサポートクラブなのに職員の人々に内容が知られていない。また、サポーターの高齢化、固定化による後継者不足が深刻。</p>	<p>本事業の制度内容の周知を関連部局の職員へ実施します。また、サポーターの後継者不足については、本市のファミリー・サポート・センター事業の今後の運営に関わることであるため、他団体の事例を研究し、その対策を講じます。</p>

委員名	回答を求める課	ページ	具体的な 施策 NO	ご 質 問 ・ ご 意 見	回 答
巽委員		P33	34 36 39	本年6月、檀原市在住の4歳の女の子が死亡し児童虐待と疑われる事件が発生し、報道でも大きく取り上げられました。本市において関係機関との連携を密にし、子どもを守るための支援体制の強化をお願いします。	児童の権利擁護を含めた子育て世帯の支援に関連する体制強化については、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等に切れ目のない一体的な支援（母子保健と児童福祉分野の総合支援）を実現するために「こども家庭センター（仮称）」開設を目指しております。また、各関係機関との密接な連携強化を推進した上で、引き続き虐待防止に取り組み、行政として支援が必要だと考えられるケースの早期発見・早期解決につなげていきます。
前川委員	こども家庭課	P34	42	市民が力を発揮するための取り組み、支え合いのこども食堂、居場所づくり、ネットワークづくり、ヤングケアラーについて、現状と方針を教えてください。	市が把握する「こども食堂」や「フードバンク事業」を運営する団体等は合わせて約10ヶ所程あります。また、それらの活動団体については、先進的な連携事業（こども食堂合同企画による食料品等配布事業）も実施しております。今後も、こどもの居場所やその支援のネットワーク等が持続的に拡充されるよう、各団体等が必要とされる支援に努めてまいりたいと考えております。 ヤングケアラーについては、支援体制強化事業として令和4年度より、当事者を必要な支援につなげる具体的な施策を検討するための関係部局連携会議を開催し、認知度向上及び理解促進を目的とした研修を実施し、その支援の向上に努めているところです。また、今年度、県教育委員会に県内ヤングケアラー支援部署が設置されたことにより、連携・協力しながら今後の事業を展開してまいります。
巽委員	保育幼稚園課	P36	14	女性が安心して働き続けるための支援、また、子どもたちの保育・教育権の保障のため、希望者全員が入所できるような支援をお願いします。待機児童の現状を教えてください。また、待機児童がいるとしたら、その原因と解消策を示してください。	待機児童は25名となっております。待機児童が発生している原因は、保育士が不足していることとあります。そのため、解消策として、毎月保育士を募集しております。
青木委員		P37	45	在住外国人の方は、どこの国ご出身の方が多いのでしょうか？	中国が多いです。
三浦委員	健康増進課	P38	22	「男性相談の実施につとめます」とありますが、実施状況を教えてください。担当課が複数ありますが、健康増進課が最も関連があると考え、質問させていただきました。性別や年代別にかかわらずメンタルヘルスやひきこもり対策も含めての健康づくりは必要と思います。引き続き、お願いしたいと思います。	健康増進課では、男性相談として男性のみに限った相談事業は行っておりませんが、男性も含め性別や世代に関わらず、各種健康相談としては、令和4年度合計141回実施しております。その他にも、訪問、電話、来所での個別相談も実施しており、状況に応じて関係する部署と連携しながら、引き続き実施してまいります。

委員名	回答を求める課	ページ	具体的な施策NO	ご質問・ご意見	回答
中尾委員	学校教育課	P44	9	小中学校における女性管理職の登用も、大和高田市だけの問題ではなく、全国的な課題であるように思う。教員の働き方改革が進む一方、管理職への業務が増えているという話も聞く。様々な提言がなされているが、国の教員への抜本的な待遇改善こそが根本にあるように思います。（個々の努力も必要ですが）	教員の働き方改革を通して、女性の方が管理職として働きやすい職場環境づくり（スクールサポートスタッフの活用、タイムカードによる勤怠管理等）に努めるとともに、国による給与等の待遇改善が進むことが重要であると考えます。また、女性教員を大学院研修や教育研究所に派遣することにより、将来の学校現場における女性管理職人材の育成に努めています。
巽委員				小学校、中学校の女性管理職の割合が非常に低いと感じます。積極的な改善策をお願いします。	
前川委員	学校教育課	P46	32	新聞に職員の記事が掲載されていたのはどういった事なのか？	教育委員会職員が、同僚に対するセクシュアルハラスメントで、戒告処分を受けた事案です。
巽委員		P46	37	政府が2020年に策定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を踏まえ、文科省は2021年に「命（いのち）の安全教育」を実施するため教材と指導の手引きを公表し、23年度から積極的な活用を推進しています。男女交際の低年齢化、SNSの利用による交友関係の広がり、多様化する情報社会において発達段階に応じた学習機会が必要と考えます。教育現場での取組や民間活動団体との連携はどうなっていますか。	すべての子どもが安心して過ごすことができる社会の実現を目指して、学校現場でも児童生徒の実態に応じて、文部科学省が作成した教材及び教職員向けの手引きを活用しています。水泳学習や宿泊を伴う校外学習等の際の事前指導を行うとともに、ゲストティーチャーとして助産師、看護師等を招き「命（いのち）の安全教育」の取組を進めています。また、発達段階に応じて、SNSの使い方を含めたネットリテラシーやデートDV防止の学習等を進めています。
三浦委員	生涯学習課	P47	7	「女性が経済的に自立していくことの重要性を踏まえ、社会教育の中で労働観、職業観を養えるようキャリア教育を推進する」という具体的施策については担当課が複数となっています。内容的にいうと生涯学習課と教育支援課が最も関連が深いと考えました。 生涯学習課がR4年度に実施された子ども教室と親子体験教室は、キャリア教育の視点でも実施されたのでしょうか。他の5課の実績内容を見ても、キャリア教育の推進については触れられていません。キャリア教育は高等学校や大学で業者が参入して行われているようですが、仕事が続かない人が多いようです。今後、担当課をはっきりさせて推進すべきことと思います。	子ども教室、親子体験教室は社会教育法第3条第2項にある「自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成する」ことを目的として実施しているものです。子どもたちにおいては、男女を問わず様々な体験を通じて文化的教養にまずは興味を持ち、後に労働観や職業観が養われていくものであり、その結果としてキャリア教育の推進につながるものと考えます。生涯学習課におけるその他の社会教育として実施している事業についても同様に、老若男女を問わず前述の文化的教養を高めることを目的としています。そのための学びの基礎を提供し、仲間と学習することでそこからつながるコミュニティの形成を目指しているところ。なお、キャリア教育について担当課をはっきりとさせることについては、学びの基礎は興味を抱くことから始まるものであり、教育については多岐にわたるものであることから非常に難しいものではないかと考えます。

委員名	回答を求める課	ページ	具体的な施策NO	ご 質 問 ・ ご 意 見	回 答
中尾委員	生涯学習課	P47	8	施策に対して、「今後の方向性」が空欄です。	今後の方向性につきましては、これまで実施してきた学習内容を継続することにとられず、伝統的なものや現在の社会情勢に即したものも学習に取り入れていくこととします。
青木委員	教育支援課	P48	7	特に配慮を要する不登校児童生徒とは具体的にどのような状況にある児童生徒のことなのか、ご無理ない範囲で教えていただければと思います。また、適応指導教室の重要度が年々増しているとのことですが、利用する児童生徒数が増加しているからでしょうか？あるいは対応策がより多岐にわたる状況になっているからでしょうか？	複雑な家庭環境やコミュニケーション力の低さなどに併せて、発達に係る課題により登校しづらい児童生徒が増加している。また、適応指導教室の重要度については、コロナ禍等により不登校児童生徒数が増加していることが大きく影響している。さらに、不登校児童生徒数が増加している背景としては、多様な学びを保証するという国の取組の成果であるともいえる。それに伴って、個に応じて支援できる機関の整備が期待されており、今後さらに、適応指導教室が担う役割は重要度を増すと考えられる。
巽委員	人権施策課	P21	41	2024年4月1日に貧困やDV等に直面する女性の自立に向けて公的支援を強化する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（困難女性支援法）が全面施行されます。県は、支援の実施にむけて今年度中に基本計画を策定すべく取組をすすめています。市町村においては計画の策定は努力義務ですが、県の計画をうけて大和高田市においてもDVや性暴力・性犯罪被害、生活困窮等に直面する女性や被差別部落の女性たちに公的支援がしっかり届くよう、実効性のある取組をお願いします。	女性が抱える問題は多様化しており、個々の状況に応じた包括的な支援が必要なため、関係部署・関係機関と連携を図ります。 また困難な問題を抱えた女性は弱い立場に置かれていることが多く、支援が届きにくいことから、周知方法を工夫しながら情報発信いたします。
	社会福祉課	P29			障害を理由として、困難な問題を抱える女性に対しての支援につきましては、関係各課との連携を強化しながら必要な支援に取り組んで参ります。 具体的には、支援が必要となる方を把握した段階から、行政及び専門の委託相談支援事業所との連携を図り、安定した状態に至るまで継続した支援を行います。
	保護課	P30			生活困窮等に直面する女性の支援について、相談支援を行い、ケースに応じて就労支援や生活保護等の支援を行います。 様々な相談事を抱えた相談者に寄り添いながら、適切な支援につながるよう関係機関と連携し支援を行います。

委員名	回答を求める課	ページ	具体的な施策NO	ご 質 問 ・ ご 意 見	回 答
異委員	こども家庭課	P34	41	2024年4月1日に貧困やDV等に直面する女性の自立に向けて公的支援を強化する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（困難女性支援法）が全面施行されます。県は、支援の実施にむけて今年度中に基本計画を策定すべく取組をすすめています。市町村においては計画の策定は努力義務ですが、県の計画をうけて大和高田市においてもDVや性暴力・性犯罪被害、生活困窮等に直面する女性や被差別部落の女性たちに公的支援がしっかり届くよう、実効性のある取組をお願いします。	すべてのこどもとその家庭及び妊産婦等に切れ目のない一体的な支援（母子保健と児童福祉分野の総合支援）を実現するための「こども家庭センター（仮称）」設置により、相談支援員や体制のスキルレベルの向上を図り、多様な課題を抱える妊娠期から子育て期の女性支援について伴走かつ包括的な対応を行います。
	健康増進課	P40			困難な問題を抱える女性への支援について、県が策定される基本計画の内容も踏まえて、検討していきたいと考えております。
	地域包括ケア推進課	P41			困難な問題を抱える女性の支援については、本人の状況に合わせ課題が解決できるよう、関係課や関係機関と連携し支援を行います。それぞれの課題に応じた制度や施策に繋がるよう相談窓口についてもさらなる周知を図ります。